

平成26年第2回姫路市議会 経済委員会報告事項

報告事項1 (仮称)姫路市廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の適正化
及び紛争の予防、調整に関する条例骨子(案)について

(仮称) 姫路市廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の適正化及び競争の予防、調整 に関する条例附則(案) の概要

附則

1 条例制定の背景

■ 廃棄物を処理する施設は、循環型社会の形成を図る上で不可欠なものですが、近隣住民等にとつては不要なものとして捉えられる傾向があるため、関係住民の不安を取り除き、十分に理解を得ることで、事業計画者と関係住民・関係地域との間に良好な関係が構築されることが重要となります。

■ 本市では、廃棄物処理施設等の設置に当たつて、関係住民等の意向が十分に反映され、関係地域の生活環境の保全についての配慮がなされたものとなるよう、「姫路市廃棄物処理施設の設置に係る手続に関する指導要綱（以下「指導要綱」といいます。）」を平成18年3月に制定し運用していますが、形式面や運用面等で検討すべき点や課題を抱えています。

■ そこで、本市では、これまでの指導要綱に基づく取組みを踏まえつつ、事前手続きの実効性や透明性、公平性を確保するとともに、その中で、事業計画者、住民及び行政が、それぞれの立場に応じた役割を担うことを規定する条例とすることを検討しています。

2 条例の主な内容

■ この条例では、廃棄物処理施設等を設置又は変更しようとするときの廃棄物処理法又は自動車リサイクル法に基づく許可申請等を行う際に、当該申請等を行う事業計画者が事前手続を行わなければならないこと及びその事前手続制度について規定します。

【段とある申請等】

- 積替保管施設の設置を伴う一般廃棄物収集・運搬業の新規許可申請、変更許可申請又は変更届出
- 一般廃棄物処分業の新規許可申請、変更許可申請又は変更届出
- 一般廃棄物処理施設の新規許可申請又は変更許可申請
- 積替保管施設の設置を伴う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集・運搬業の新規許可申請、変更許可申請又は変更届出
- 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分業の新規許可申請、変更許可申請又は変更届出
- 自動車リサイクル法の解体業の新規許可申請、変更許可申請又は変更届出

■ 事業計画者が条例に規定する手続を行わないときは、市長は、事業計画者に対して、必要な措置を講ずるよう勧告することができます。
■ 事業計画者が勧告に従わないときは、市長は、勧告内容等を公表することができます。

■ 事業計画者が条例に規定する手続を終了しないで許可申請するときは、市長は、廃棄物処理法又は自動車リサイクル法の基準に照らして、その申請について不許可にすることができるものとします。

■ 市長は、条例の施行に關し必要な事項について報告を求めるとともに、指導や助言ができるものとします。

■ 市長は、条例手続の進捗状況等を公表することとします。

Step 1 事前相談票の提出

- 事業計画者は、事業の概要を記載した事前相談票を市長に提出します。
- 市長は、事前相談票の審査を行い、事業計画者に審査結果を通知（修正がある場合は修正を指示）します。

Step 2 事業計画書・周知計画書の提出

- 事業計画者は、事業の目的、施設の設置場所、処理を行う廃棄物の種類、施設の処理能力や構造等を記載した事業計画書を市長に提出します。
- 事業計画書には、施設を設置することが関係地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類（生活環境影響調査結果書）を添付します。
- 事業計画者は、事業計画書の提出に併せて、説明会の開催予定や事業計画書の縦覧方法等を記載した周知計画書を提出します。
- 市長は、事業計画書及び周知計画書を市長に提出します。説明会の実施状況報告書を市長に提出します。

Step 3 事業計画の周知

- 市長及び事業計画者は、事業計画を縦覧又は閲覧させます。
- 事業計画者は、周知計画に従つて事業計画書を広告するとともに、関係住民及び関係地域に対する説明会を開催します。
- 説明会の終了後、事業計画者は、説明会の実施状況報告書を市長に提出します。

Step 4 合意形成

- 事業計画に對し生活環境の保全上の意見を有する者は、市長を経由して意見書（1回目）を提出することができます。
- 事業計画者は、意見書（1回目）に対する見解書（1回目）を作成し、その見解書（1回目）を周知するとともに、市長に報告します。
- 事業計画に對し生活環境の保全上の意見を有する者は、事業計画者の見解書（1回目）に対して意見書（2回目）を提出することができます。
- 見解書（1回目）に対する意見書（2回目）の提出があつた場合、事業計画者は意見書（2回目）に対する見解書（2回目）を作成し、その見解書（2回目）を周知するとともに、市長に報告します。

Step 5 手続終了

- 市長は、合意形成状況や事業計画者の手続履行状況を把握し、手続の終了について判断します。

【市長による判断の種類】

- 1 合意の形成が図られている→手続終了
- 2 事業計画者の対応が不十分であり、合意の形成が図られていない→手続やり直し
- 3 事業計画者の対応は十分だが、合意の形成が図られていない→手続終了

- 事業計画者又は関係住民は、市長の判断結果に異議がある場合は市長に異議の申立てを行なうことができます。
- 异議の申立てがあつた場合、市長は、調整委員及び事業計画者・関係住民の意見を聴いて、再度手続の終了について判断します。
- 事業計画者又は関係住民は、市長の判断が「3」で確定したときは、市長に意見調整の申出を行なうことができます。申出により、市長は、調整委員に意見聴取するなどし、意見の調整を行い、その結果を通知します。（合意・調整打ち切り）

手続終了の通知

現行制度

姫路市廢棄物処理施設の設置に係る手続に関する指導要綱

①事業者は、事前相談票を市に提出

②市は、指導・審査を行い、審査結果を通知

③事業者は、事業計画事前協議書を市に提出

④市は、指導・審査を行い、審査結果を通知
(※要綱外の手続)

Step 1 事前相談票の提出

- ・事業計画者は、事前相談票を市長に提出
- ・市長は、審査を行い、審査結果を通知(修正指示)

Step 2 事業計画書・周知計画書の提出

- ・事業計画者は、事業計画・周知計画書を市長に提出
- ・事業計画書に生活環境影響調査結果書の添付
- ・市長は、指導・指導・審査を行い、審査結果を通知(修正指示)

Step 3 事業計画の周知

- ・市長・事業計画者による事業計画の縦覧・閲覧
- ・事業計画者は、「周知計画」に従つて「広告」、関係住民及び関係地域に対する「説明会」を開催
- ・説明会終了後、事業計画者は、説明会の実施状況報告書を市長に提出

Step 4 合意形成

- 生活環境保全上意見を有する者が市長を経由して事業計画者に意見書を提出
- 事業計画者は、見解書作成・見解の周知等を実施(2回)

Step 5 手続終了

- 【1回目の判断】
市長は、合意形成状況や手続履行状況を把握し、判断(事業計画者の対応が不十分な場合は手続のやり直し指示)
- 【2回目の判断】
「申立」があつた場合、市長は調整委員及び事業計画者・関係住民の意見を聴いて判断

【市長による判断の種類】

- 一 合意の形成が図られている→手続終了
- 二 事業計画者の対応が不十分→手続やり直し
- 三 事業計画者の対応は十分だが合意の形成が図られていない→手続終了

⑩市長は、審査を行い、審査結果を通知(※明文規定なし。)

⑪事業者による許可申請等

新制度(案)

(仮称) 姫路市廢棄物処理施設等の設置に係る手続の適正化及び競争の予防、調整に関する条例骨子(案)

Step 1 事前相談票の提出

- ・事業計画者は、事前相談票を市長に提出
- ・市長は、審査を行い、審査結果を通知(修正指示)

Step 2 事業計画書・周知計画書の提出

- ・事業計画者は、事業計画・周知計画書を市長に提出
- ・事業計画書に生活環境影響調査結果書の添付
- ・市長は、指導・指導・審査を行い、審査結果を通知(修正指示)

Step 3 事業計画の周知

- ・市長・事業計画者による事業計画の縦覧・閲覧
- ・事業計画者は、「周知計画」に従つて「広告」、関係住民及び関係地域に対する「説明会」を開催
- ・説明会終了後、事業計画者は、説明会の実施状況報告書を市長に提出

Step 4 合意形成

- 生活環境保全上意見を有する者が市長を経由して事業計画者に意見書を提出
- 事業計画者は、見解書作成・見解の周知等を実施(2回)

Step 5 手続終了

- 【1回目の判断】
市長は、合意形成状況や手続履行状況を把握し、判断(事業計画者の対応が不十分な場合は手続のやり直し指示)
- 【2回目の判断】
「申立」があつた場合、市長は調整委員及び事業計画者・関係住民の意見を聴いて判断

- 事業計画者・関係住民は、市長の判断が「三」で確定したときは、市長に意見調整の「申出」が可能。「申出」により、市長は、調整委員に意見聽取のうえ、意見の調整を行い、事業計画者・関係住民に結果通知(合意・調整打ち切り)
- 市長は、終了の通知

事業計画者による許可申請等

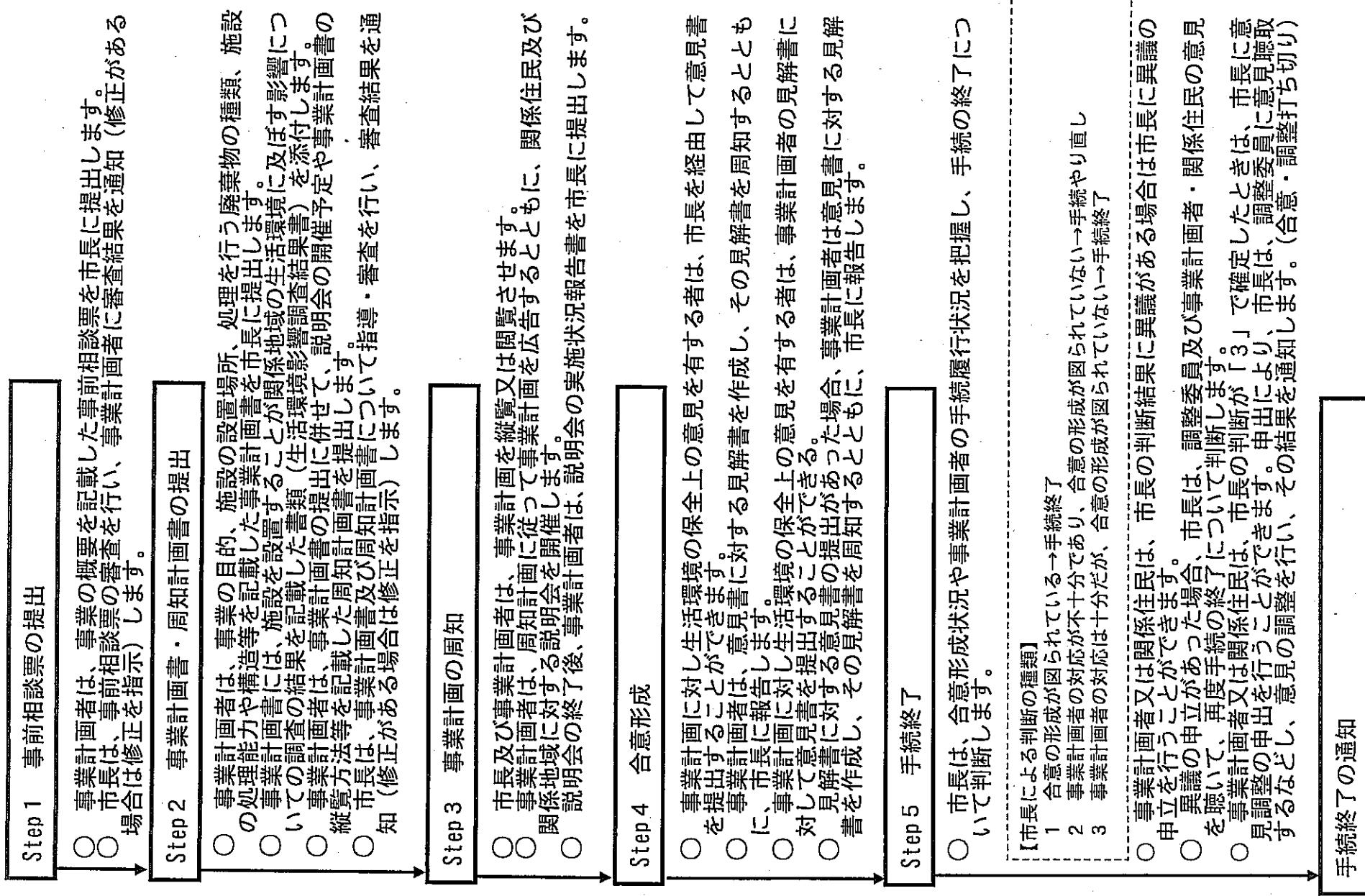
(※正当な理由なく条例第6条第2項第2号に該当する申請を行つた場合は許可凍結ができる。)

（仮称）姫路市発棄物処理施設等に係る手続の 適正化及び紛争の予防、調整に関する条例骨子（案）

目次

第一章 総則	1	1 目的	1
2 定義		2 市の責務	
3 事業計画者及び関係住民の責務		4 条例手続の時期	
5 許可の取扱い	6	第二章 事前相談票及び事業計画書	3
7 事前相談票		8 事業計画書	
9 事業計画の変更		10 事業計画の廃止	
11 事業計画の公表		第三章 事業計画の周知	5
12 周知計画書		13 周知計画の変更	
14 説明会の開催		15 実施状況の報告等	
第四章 合意の形成	6	16 意見書の提出	
17 見解書の提出等		18 事業計画者の見解に対する意見書の提出等	
第五章 手続の終了	6	19 合意の形成の判断等	
20 異議の申立て		21 意見の調整	
22 意見の調整の終結		23 終了の通知等	
第六章 姫路市廃棄物処理施設等調整委員	9	24 姫路市廃棄物処理施設等調整委員	
第七章 雜則	9	25 報告の徴収	
26 進捗状況等の公表		27 勧告及び公表	
28 指導及び助言		29 協力の依頼	
30 適用除外		31 規則への委任	
附則	10		

手續口一四



第一章 総則

1 目的

- (1) 廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の適正化と透明性の確保を図ること
- (2) 紛争の予防、調整を図ること
- (3) 廃棄物処理施設等に係る合意の形成に寄与すること
- (4) 生活環境の保全に寄与すること

2 定義

次のように用語の定義を定める。

- (1) 廃棄物処理施設等
ア 法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設
イ 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設
ウ 自動車リサイクル法第2条第13項に規定する解体業の用に供する施設
エ 自動車リサイクル法第2条第14項に規定する破碎業の用に供する施設
オ 廃棄物の処分又は積替えのための保管を行う施設（アからエまでに該当するものを除く。）
※ 「法」・・・廃棄物の處理及清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
「自動車リサイクル法」・・・使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）
- (2) 廃棄物処理施設等の設置等 次に掲げる行為の内、当該行為に該当する手続のうちいずれかの手続を要する行為
ア 廃棄物処理施設等の設置
イ 廃棄物処理施設等の位置、構造、規模若しくは処理する廃棄物の種類に係る変更
（3）事業計画者 廃棄物処理施設等の設置等を行おうとする者
（4）関係地域 廃棄物処理施設等の設置等により生活環境に影響を及ぼすおそれがある地域
※ 具体的には
ア 施設の区分に応じて設定する敷地境界からの一定範囲内の地域
イ 事業計画書に添付される廃棄物処理施設等を設置することが関係地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果を記載した書類（以下「生環境影響調査結果書」という。）により、生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがある地域（アに該当する地域を除く。）
- (5) 関係住民
ア 関係地域内に居住する者

イ 関係地域内に存する町又は字の区域その他一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体

ウ 関係地域内で事業を営む者

エ 廃棄物処理施設等からの排水(雨水及び水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第9項に規定する生活排水を除く。)が流入する関係地域内の公共用排水域において、水利権を有する者

オ 廃棄物処理施設等の設置等に伴い生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがある者(アからエまでに該当する者を除く。)

(6) 紛争 廃棄物処理施設等の設置者と関係住民との間で生ずる争い

(7) 合意の形成 廃棄物処理施設等の設置等に伴つて生ずる関係地域の生活環境の保全に関する紛争を予防するための事業計画者と関係住民との相互理解

(8) 意見の調整 事業計画者の見解及び関係住民の意見についての論点の整理、事業計画者及び関係住民による会議の開催等の方法により紛争の解決を図り、合意の形成を促すこと

3 市の責務

- (1) 生活環境の保全に配慮した廃棄物処理施設等の設置等が行われるよう事業計画者の指導を行うこと

(2) 合意の形成が図られるよう努めること

(3) 紛争の予防に努めること

(4) 紛争が生じたときは、迅速かつ適正にその調整を図ること

4 事業計画者及び関係住民の責務

- (1) 事業計画者の責務

ア 廃棄物処理施設等の設置等に当たっては、関係地域の生活環境に及ぼす影響に十分配慮すること
イ 関係住民に対し、事業計画について正確かつ誠実に情報を提供するよう努めること

ウ 手続の過程において、関係地域の生活環境の保全のために適正な配慮を行う旨の見解を示したときは、誠実に遵守しなければならないこと

- (2) 事業計画者及び関係住民の責務

ア 互いの立場を尊重し、合意の形成に努めること
イ 紛争が生じたときは、自主的に解決するよう努めること
ウ 紛争の予防及び調整に関して市が行う施策に協力するよう努めること

5 条例手続の時期

- (1) 事業計画者は、廃棄物処理施設等の設置等に係る次に掲げる手続を行おうとする旨の通知を市長から受けた場合に限り、条例手続を終了する。
ア 積替保管施設の設置を伴う一般廃棄物収集運搬業の新規許可申請、変更許可申請又は変更届出
イ 一般廃棄物処分業の新規許可申請、変更許可申請又は変更届出
ウ 一般廃棄物処理施設の新規許可申請又は変更許可申請
エ 積替保管施設の設置を伴う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業の新規許可申請、変更許可申請又は変更届出
オ 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分業の新規許可申請、変更許可申請又は変更届出
カ 産業廃棄物処理施設の設置許可申請又は変更許可申請
キ 自動車リサイクル法の解体業の新規許可申請又は変更届出
ク 自動車リサイクル法の破碎業の新規許可申請、変更許可申請又は変更届出
(2) 事業計画者が条例手続を終了する旨の通知を受けた日から1年を経過した日以後に(1)各号に掲げる手続を行おうとするときは、事業計画者が当該通知を受けたものとみなす。

6 許可の取扱い

市長は、事業計画者が正当な理由がなく条例に規定する手続をせず、法又は自動車リサイクル法に規定する許可の申請を行ったときは、当該申請に対する審査を行うにあたっては、事業計画者を、その業務に関する不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者に該当するものとして、法又は自動車リサイクル法の規定を適用する。

第二章 事前相談票及び事業計画書

7 事前相談票

- (1) 事業計画者は、廃棄物処理施設等の設置場所や処理能力、処理を行う廃棄物の種類等を記載した事前相談票を作成し、市長に提出しなければならない。
(2) 市長は、事前相談票を正確なものとするため必要があると認めるとときは、事前相談票の修正を指示することができる。
(3) 市長は、指示する事項がないときは、又は指示した事項について事業計画者が必要な修正を行ったと認めたときは、事業計画者にその旨を通知する。

8 事業計画書

- (1) 事業計画者は、7(3)による通知を受けたときは、廃棄物処理施設等の設置等の目的や場所、処理を行う廃棄物の種類、廃棄物処理した事業計画書を市長に提出しなければならない。
- (2) 事業計画者は、生活環境影響調査結果書を作成し、事業計画書に添付しなければならない。
- (3) 市長は、事業計画書（生活環境影響調査結果書を含む。以下同じ。）を正確なものとするとするため必要があると認めると指示することができる。
- (4) 市長は、(3)により指示する事項がないときは、又は(3)により指示した事項について事業計画者が必要な修正を行つたと認めたときは、事業計画者にその旨を通知する。

9 事業計画の変更

- (1) 事業計画者は、事業計画書に記載された事項を変更するときは、その旨を市長に届け出なければならない。
- (2) 8(3)及び8(4)の規定は、(1)による届出があつた場合において準用する。
- (3) 市長は、(2)において準用する8(4)による通知をする場合は、事業計画者が12の規定による周知計画書の提出の手続以降の手続を再度実施すべきことを併せて指示する。
- (4) 事業計画者は、(3)による指示があつたときは、12による周知計画書の提出の手続以降の手続を実施を実施をしなければならない。

10 事業計画の廃止

- (1) 事業計画者は、事業計画を廃止したときは、市長に届け出なければならない。
- (2) 市長は、(1)による届出があつたときは、関係住民に対し周知する。

11 事業計画の公表

- (1) 市長は、8(4)（9(2)で準用する場合を含む。）による通知を行つたときは、その旨を公表し、条例手続きが終了するまでの間、事業計画書の写しを公衆の縦覧に供しなければならない。
- (2) 事業計画者は、8(4)（事業計画書に記載された事項を変更した場合を含む。）による通知があつたときは、条例手続きが終了するまでの間、事業計画書の写しを事業場等に備え置き、閲覧させなければならない。この場合、事業計画者は、正当な理由なく閲覧を拒んではならない。

第三章 事業計画の周知

12 周知計画書

- (1) 事業計画者は、事業計画書の提出を行つたときは、関係住民や関係地域の範囲、説明会に開する事項等を記載した周知計画書を市長に提出しなければならない。
- (2) 市長は、事業計画の周知のため必要があると認めるとときは、周知計画書の修正を指示することができる。
- (3) 事業計画者は、(2)により指示する事項がないときは、又は(2)により指示した事項について市長は、必要な修正を行つたと認めるとときは、事業計画者にその旨を通知する。

13 周知計画の変更

- (1) 事業計画者は、周知計画書に記載された事項を変更しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。
- (2) 12(2)及び12(3)は、(1)による届出があつた場合について準用する。

14 説明会の開催

- (1) 事業計画者は、8(4)（事業計画書に記載された事項を変更した場合にあつては、9(2)において準用する8(4)による通知及び12(3)（周知計画書に記載された事項を変更した場合には、13(2)において準用する12(3)）による通知があつたときは、関係住民に対し事業計画に開催する説明会を開催しなければならない。
- (2) 事業計画者は、説明会を開催するときは、あらかじめ相当な期間を置いて、関係住民に広告しなければならない。
- (3) 市長は、説明会の開催の状況を把握するため必要があると認めるときは、当該説明会に市職員を立ち会わせることができる。

15 実施状況の報告等

- 事業計画者は、説明会が終了したときは、市長にその実施状況について報告しなければならない。

第四章 合意の形成

16 意見書の提出

- (1) 事業計画について関係地域の生活環境の保全上の意見書を有する者は、事業計画者に当該意見を記載した意見書を提出することができる。

(2) 意見書の提出は、市長を経由して行わなければならない。

(3) 市長は、意見書の送付があつたときは、これを取りまとめ事業計画者に送付する。

卷之四

- (1) 事業計画者は、意見書の送付があつたときは、速やかに、当該意見書に記載された意見及びこれに対する見解を記載した見解書を作成し、市長に提出しなければならない。

(2) 事業計画者は、見解書の提出をしたときは、速やかに関係住民に対し見解の周知を行わなければならない。

18 第二回 事業計画者の見解に対する意見書の提出等

- (1) 16 及び 17 は、事業計画者が 17(2)の周知を開始した場合について準用する。

※ 具体的には

ア 事業計画に於いて関係地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者は、事業計画者の見解に対する意見書の提出があつた場合、事業計画者は速やかに、当該見解に記載された意見及びこれに対する見解の周知を行わなければならない。

イ 事業計画者は、周知を終了したときは、速やかにその旨を市長に報告しな。

第五章 手続の終了

合意の形成の判断等

- 成が図られないとして認めるとときは、この条例に規定する手続に関する事業計画者の取組は十分であるが、合意の形成が図られないとして認めるとときは、この条例に規定する手續に関する事業計画者の取組は十分であるが、合意の形成が図られないとして認めることができる。
- (2) 市長は、(1)による判断のため必要があると認めたときは、事業計画者又は関係住民に対し資料又は意見書の提出を求めることがある。
 - (3) 市長は、(1)による判断をしようとする場合において、24の姫路市廃棄物処理施設設置等調整委員（以下「調整委員」という。）の意見を聞くことができる。
 - (4) 市長は、(1)の場合において、事業計画者に(1)に該当する旨の通知をするときは、併せて、この条例に規定する手続のうち再度実施する必要があると認められるもののうち最も早い段階の手続を指定する。
 - (5) 事業計画者は、(4)による指定があつたときは、当該指定に係る手続以降の手続をよろしく実施しなければならない。ただし、20(1)(20(2)において準用する場合を含む。)によること

20 異議の申立て

- (1) 19(1) (2)において準用する場合を除く。)による判断に不服がある事業計画者又は関係住民は市長に異議を申し立てることができる。
- (2) 19の規定は、(1)による申立てがあつた場合について準用する。
- ※ 具体的には
- 異議申立て後、市長は合意形成状況等について再度判断を行う。
- (3) 市長は、19(1)ウに該当する旨の通知及び周知を行つた場合において、(1)による申立てがなかつたときは、その旨を事業計画者に通知するとともに、関係住民に対し周知するものとする。

21 意見の調整

- (1) 事業計画者及び関係住民（18(1)において同じ。）は、20(2)において準用する19(1)によりて準用する意見書の提出を行つた者に限る。以下この項における「(1)ウに該当する旨の通知及び周知」は、(1)に該当する旨の通知及び周知、又は20(3)による通知及び周知があつたとき、又は20(3)による通知及び周知があつたとどきができる。
- (2) (1)による申出は、意見の調整の目的となる事項を示して行わなければならない。
- (3) 市長は、(1)による申出があつたときは、その旨を事業計画者が意見の調整の相手方とした者に限る。した者が関係住民である場合には、関係住民に対し周知するものとする。
- (4) 事業計画者と事業計画者が意見の調整の相手方としようとする関係住民との意見見の調整結果に關し生活環境の保全上の見地から意見を有する関係住民は、当該意見の調整への参加を市長に申し出ることができる。
- (5) (4)の申出をした関係住民は、意見の調整に参加し、意見を述べることができます。
- (6) 市長は、意見の調整を行うときは、必要に応じて調整委員の意見を聴くことがで

きる。

(7) 市長は、意見の調整を行つた結果について、次のいずれかに該当するかについての意見の調整の相手方とした旨を計画者に通知するとともに、関係住民に対し周知するものとする。

ア 関係住民の理解が得られたと認めるととき

イ 22の規定により意見の調整を終結するとき

22 意見の調整の終結

市長は、意見の調整の結果、これに対する事業計画者の対応が十分と認められ、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合には、意見の調整を終結することができる。
ア 関係住民が意見の調整に応じないことにより、関係住民の理解を得ることが困難と認められるとき
イ 住民の理解を得ることが困難と認められるとき
ウ 事業計画者が生活環境の保全上の理由により反対することにより、関係住民が生活環境の保全上の理由により反対することにより、関係住民の理解を得ることが困難と認められるとき

23 終了の通知等

市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を事業計画者に通知するとともに、関係住民に対し周知するものとする。
ア 19(1)アに該当する旨の通知をした場合において、20(1)による申立てがなされたとき
イ 19(1)ウに該当する旨の通知をした場合において、20(1)による申立て及び21(1)による申出がなされたとき
ウ 20(2)において準用する19(1)による19(1)アに該当する旨の通知をしたとき
エ 20(2)において準用する19(1)による19(1)ウに該当する旨の通知をした場合において、21(1)による申出がなされたとき
オ 21(7)による判断をしたとき

第六章 姫路市廃棄物処理施設設置等調整委員

24 姫路市廃棄物処理施設設置等調整委員

市は、廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の適正化等に関する重要事項について調査をさせるため、姫路市廃棄物処理施設設置等調整委員を置く。

第七章 雜則

25 報告の徵収

市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業計画者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

26 進捗状況等の公表

市長は、この条例に規定する手続の進捗状況等について公表するものとする。

27 勘告及び公表

(1) 市長は、事業計画者が正当な理由がなくこの条例に規定する手続の全部若しくは一部該当事業計画者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずることができる。

(2) 市長は、勘告をした場合において、当該勘告を受けた者が正当な理由がなく当該勘告を行わなかつたときは、勘告内容等を公表することができる。

(3) 市長は、公表をしようとするときは、あらかじめ、勘告を受けた者に弁明の機会を与えるなければならない。

28 指導及び助言

市長は、この条例に規定する手続に關し、事業計画者又は関係住民に対し指導及び助言を行うことができる。

29 協力の依頼

市長は、この条例の施行のため必要があると認めるとときは、関係機関の長その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

30 適用除外

他法令で合意形成が図られる廃棄物処理施設等の設置等を行う場合は、一部の規定を適用しない。
上影響が著しく少ない廃棄物処理施設等の設置等を行なう場合は、規則で定める。

31 規則への委任

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

条例の施行期日

- (1) 条例の施行期日及び従前の手続きに係る経過措置を規定する。
- (2) 条例公布時点で既に事前手続を開始している事業計画者には条例を適用しない。

(仮称)姫路市廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整に関する条例骨子(案)に関するパブリック・コメント(市民意見)の募集

概要

本市では、廃棄物処理施設等の設置に当たって、関係住民等の意向が十分に反映され、関係地域の生活環境の保全についての配慮がなされたものとなるよう、廃棄物処理法又は自動車リサイクル法に基づく許可申請の事前手続として、「姫路市廃棄物処理施設の設置に係る手続に関する指導要綱」(以下「指導要綱」という。)を平成18年3月に制定し運用していますが、形式面や運用面等で検討すべき点や課題を抱えています。

そこで、本市では、これまでの指導要綱に基づく取組みを踏まえつつ、事前手続の実効性や透明性、公平性を確保するとともに、その中で、事業計画者、住民及び行政が、それぞれの立場に応じた役割を担うことで円滑に合意形成が図られるよう、指導要綱を法規範である条例とすること及び事前手続内容の充実を図ることを検討しています。

この度、(仮称)姫路市廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整に関する条例骨子(案)を作成しましたので、この骨子案に対する市民の皆様からのご意見を以下の要領で募集します。

- 1 公表する資料
 - ・(仮称)姫路市廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整に関する条例骨子(案)の概要
 - ・廃棄物処理施設設置時ににおける手続の新旧比較表
 - ・(仮称)姫路市廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整に関する条例骨子(案)
- 2 資料の公表日
平成26年7月1日(火曜日)
- 3 意見の募集期間
平成26年7月1日(火曜日)～平成26年7月31日(木曜日)
※期間内必着
- 4 資料の閲覧場所

閲覧場所	所在地	閲覧時間	電話番号
産業廃棄物対策課	安田四丁目1番地 市役所 本庁舎東館3階		079-221-2405
市政情報センター	安田四丁目1番地 市役所 本庁舎1階		079-221-2077
家島事務所	家島町宮1410番地12		079-325-1001
夢前事務所	夢前町前之庄2160番地	午前8時35分～午後5時20分 (土曜・日曜日、祝日を除く)	079-336-0001
香寺事務所	香寺町中屋14番地		079-232-0001
安富事務所	安富町安志1151番地		0790-66-2300
中央支所	本町68番地68		079-289-0811
広畠支所	広畠区正門通一丁目7番地3		079-236-1991
網干支所	網干区垣内中町120番地		079-272-0181
白浜支所	白浜町甲396番地8		079-245-1771
飾磨支所	飾磨区細江385番地2	午前8時35分～午後7時30分	079-235-0781

駅前市役所	南町1番地 (山陽百貨店 西館3階)	午前10時～午後7時30分	079-288-1177
-------	-----------------------	---------------	--------------

※ 内容に関するお問い合わせは、産業廃棄物対策課（電話：079-221-2405）までお願いします。

5 資料の入手方法
ホームページからプリントアウトしていただくか、閲覧場所においてご覧いただけます。

6 意見の提出方法及び提出先

提出方法	提出先
持参	閲覧場所までご持参ください。
郵送	姫路市産業廃棄物対策課あて郵送してください。 〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地
ファックス	産業廃棄物対策課あて送信してください。 ファックス番号 079-221-2954
電子メール	産業廃棄物対策課宛て送信してください。 アドレス sangyohai@city.himeji.hyogo.jp

※様式は問いません。

- 7 意見の提出に際しての留意事項
意見を提出できるのは、次のいずれかに該当する方（法人その他団体を含む。）です。
 ・市内にお住まいの方
 ・市内に事務所又は事業所を有されている方
 ・市内に通勤又は通学されている方
 ・市税の納稅義務がある方

・意見募集の対象となっている案件に利害関係のある方

（意見提出にあたっては、住所及び氏名（団体の場合は、所在地及び団体名）を必ず記載してください。また、住所又は所在地が市外の場合は、市内に所在する事務所若しくは事業所、勤務先、学校名、納稅義務又は利害関係を有する旨のいざれか該当する事項を記載してください。なお、これらの事項が記載されていない場合は、受付できません。また、内容についてお尋ねすることがありますので、電話番号等の連絡先を併せてご記入ください。
 この手続は、案件に対する具体的なご意見を収集するためのもので、賛否を問うるものではありません。このため、賛否だけを示したものや抽象的な要望、具体的な検討ができるないものなどには、市の考えを示さないことがあります。）

- 8 提出いただいたご意見の取扱い
提出いただいたご意見は、内容ごとに整理・分類したうえで、これに対する市の考え方とともに後日公表いたします。個々のご意見に対して、直接、個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
 意見募集結果の公表の際には、ご意見の内容以外（住所・氏名等）は公表いたしません。

9 問い合わせ先

姫路市 環境局 美化部 産業廃棄物対策課
電話番号：079-221-2405
ファックス番号：079-221-2954
電子メール：sangyohai@city.himeji.hyogo.jp
〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

平成26年第2回姫路市議会
経済委員会報告事項

報告事項2 産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

一宮ヶ谷最終処分場の概要一

1 設置者(事業者)

- (1) 住所 所 姫路市町坪字丁田176番地16
(2) 名称 成臨興業株式会社 代表取締役 岩田孝成

2 施設の設置場所

- (1) 姫路市打越字西富ヶ谷1338番1の一部他26筆(市街化調整区域)
(2) 土地所有者 : 成臨興業株式会社、自治会等

3 施設の概要

- (1) 産業廃棄物安定型最終処分場
(2) 最終処分場面積 75, 383m² (埋立地面積 53, 637m²)
埋立容量 556, 595m³
(3) 産業廃棄物の種類
・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
・がれき類
以上3種類
(4) 許可状況
① 昭和63年3月31日 産業廃棄物処理施設(最終処分場)の設置届出
② 昭和63年8月1日 最終処分場の設置及び処分業変更許可(2種類→3種類)
③ 平成14年2月5日 最終処分場の変更許可
(埋立容量440,000m³ → 555,000m³)
④ 平成21年1月30日 最終処分場の変更許可
(埋立容量555,000m³ → 556,595m³)

4 その他

- (1) 指導状況等
平成25年 7月12日 成臨興業株に対し産業廃棄物処分業の一部停止命令(7/31まで)、
並びに産業廃棄物処理施設の改善命令及び使用停止命令を発出
平成25年 7月31日 成臨興業株に対し産業廃棄物処分業の一部停止命令を発出

(2) 本市測量結果

(平成26年4月15日現在確認)

		許可内容	本市測量結果	超過量
埋立地面積 (m ²)	53,637	処分場内 区域外	57,073 1,585	5,021
		合 計	58,658	
埋立容量 (m ³)	556,595	処分場内 区域外	661,558 1,095	106,058
		合 計	662,653	

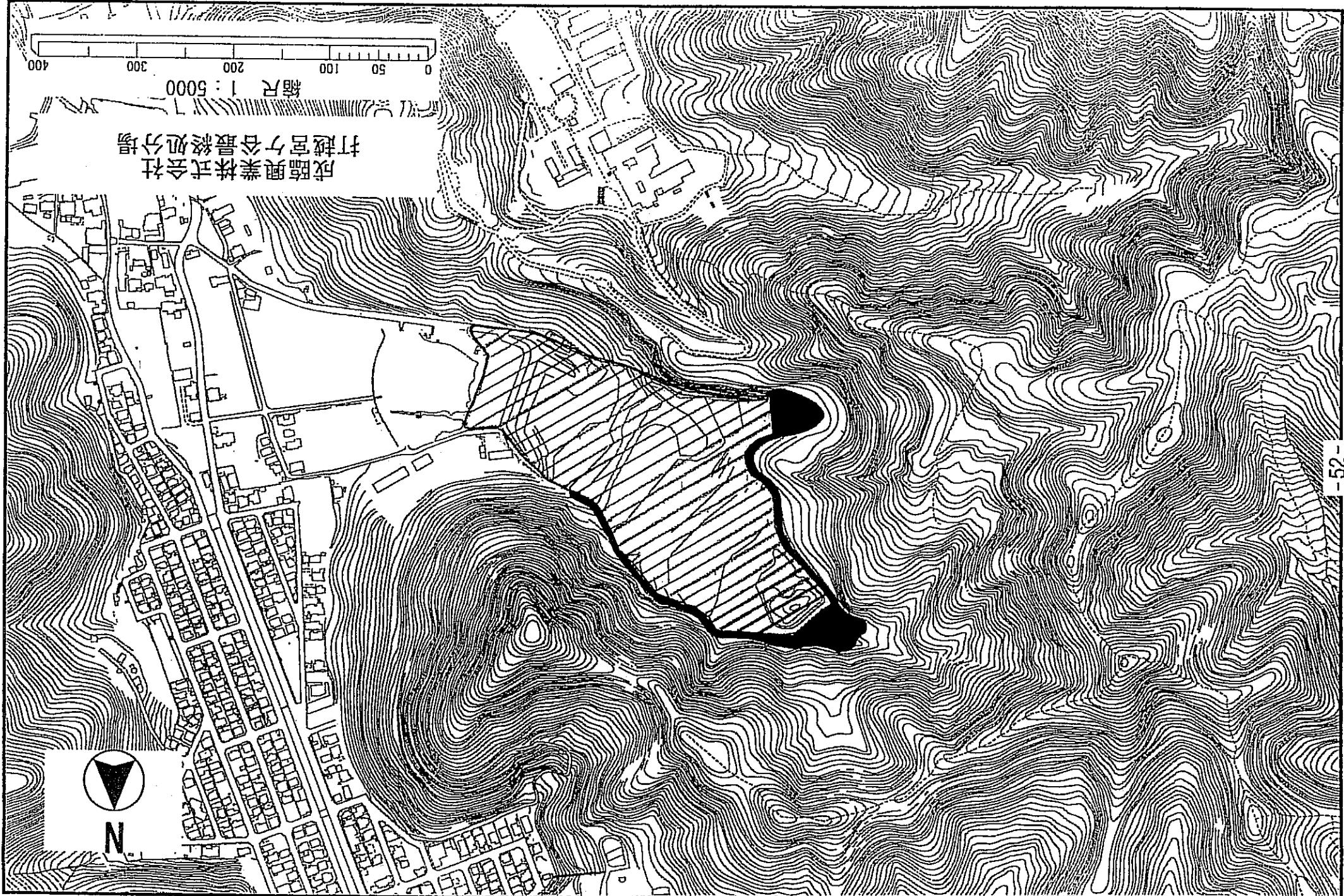
※「区域外」とは、平成25年7月12日付改善命令に係る処分場区域外の未撤去量を指す。

(3) 改善命令の撤去量

		処分場内 (m ³)	区域外 (m ³)	合計 (m ³)
超過量		87,519		1,076
仮置量		17,444		
仮置量 (4/10-14搬入分)		19		
合計		104,982		1,076
うち改善命令に係る 撤去量(繩掛が該当)		17,463		106,058
				18,539

※「区域外」とは、平成25年7月12日付改善命令に係る処分場区域外の未撤去量を指す。

「仮置土量」とは、平成25年7月12日付改善命令に係る処分場区域外の撤去量を指す。



姫路市議会議員 様

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の規定により、下記のとおり行政処分を行いましたので、ご報告いたします。

記

1 被処分者

- (1) 住所 兵庫県姫路市坪字丁田176番地16
(2) 名称 成臨興業株式会社 代表取締役 岩田 孝成

2 処分内容

- (1) 産業廃棄物処分業及び産業廃棄物処理施設設置の許可の取消し（法14条の3の2第1項及び法第15条の3第1項）
(2) 産業廃棄物処理施設の改善命令（法第15条の2の7）
産業廃棄物安定型最終処分場（平成21年1月30日付変更許可 許可番号第施63-1号。以下同じ。）の埋立地の用に供される場所（以下「埋立地」という。）の面積及び埋立容量を平成21年1月30日付けて産業廃棄物処理施設の変更許可を受けた埋立地の面積及び埋立容量である53,637m²及び556,595m³に改善し、当該変更許可に係る申請書に記載した設置に関する計画に適合させるため、その履行の一部として、埋立地以外の場所に埋設されている産業廃棄物1,076m³及び平成25年7月12日付姫産廃第12号で発令した施設改善命令により埋立地に搬入された産業廃棄物17,463m³について撤去し、適正に処理すること。
① 着手期限 命令発出日から30日以内に着手すること。
② 履行期限 平成30年1月31日

3 処分の理由

- (1) 産業廃棄物処分業及び産業廃棄物処理施設設置の許可の取消し
姫路市打越字西宮ヶ谷1338番1の一部他26筆所在の産業廃棄物安定型最終処分場について、測量を実施したところ、埋立地の面積及び埋立容量が、平成21年1月30日付で変更許可を受けた面積及び埋立容量よりそれぞれ15,021m²、106,058m³を超過していることを確認した。
埋立地の埋立容量を10%以上増大させるとときは変更許可を要するが、当該変更許可を受けていない。

- (2) 産業廃棄物処理施設の改善命令

埋立地の面積及び埋立容量が平成21年1月30日付で産業廃棄物処理施設の変更許可を受けた面積及び埋立容量を超過していることから、平成21年1月30日付けの変更許可に係る申請書に記載した設置に関する計画に適合していない。

4 問い合せ先

産業廃棄物対策課（221-2405）